

# 【川辺町確定申告・町県民税申告会場のご案内】

～申告会場で必ずこの用紙を提出ください～

川辺町役場で確定申告または町県民税の申告をされる方は、下記をお読みください。

## 【町の申告会場で受付できない人】

次の①～⑥の申告に該当する場合です。

- ① 消費税、贈与税の申告
- ② 譲渡所得(土地・建物、株式等の譲渡、先物取引、FX、金地金など)や山林所得の申告
- ③ 上場株式等の配当等で申告分離課税を選択する場合の申告
- ④ 損失(事業、不動産などの青色申告、株式売買など)の繰越申告、繰越控除の申告
- ⑤ 住宅借入金特別税額控除の初年度の申告
- ⑥ 令和5年分以前の確定申告で、修正申告や更正の請求

①～⑥の申告に該当しますか？

該当する

下記【1】【2】いずれかの方法になります

該当しない

### 【1】国税庁HPの【確定申告書作成コーナー】で作成、申告する

- ・スマホとマイナンバーカードで作成できます。
- ・待ち時間なしでいつでも申告できます。
- ・還付の場合、振込が早い。



確定申告書作成コーナー

### 【2】関税務署が開設する申告会場

【マゴ本館4階特設会場】で申告する。

- ※国税庁LINEアカウントで友だち追加して事前予約する必要があります。



国税庁LINEアカウント

役場3階第3会議室の申告会場で申告できます。下記【**税務課からのお知らせ**】をご確認ください。

## 【税務課からのお知らせ】

- ◆**営業、不動産収入**のある人は、**収支内訳書**や**青色申告決算書**を、**医療費控除**を受ける人は**医療費控除の明細書**を作成してからお越しください。作成していない場合は、受付できません。
- ◆その他、申告に必要な書類は必ずお持ちください。必要な書類がない場合は、申告を受付できません。詳しくは、広報かわべ1月号などをご参照ください。



広報かわべ1月号

上記について確認しました。町の申告会場で申告できます。

↑チェックを入れてください。

<下記に来場する人の氏名など必要事項をご記入の上、申告会場の受付に提出してください>

申告内容

←役場処理欄（記入しないでください）

|                                |    |     |      |
|--------------------------------|----|-----|------|
| 申告会場に来た人                       | 住所 |     |      |
|                                | 氏名 |     | 電話番号 |
| 申告する人<br>※会場に来た人と同じ<br>場合は記載不要 | 住所 | 川辺町 |      |
|                                | 氏名 |     | 電話番号 |